

第77回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第77回国民体育大会において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」及び「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」並びに「第77回国民体育大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の国体への参加機会をより多く設けるとともに、実際に参加することで「生涯にわたりスポーツ活動を推進する国体」を目指す。
- (2) 多くのスポーツを行う機会をつくり、子どもたちから高齢者までそれぞれが好きなスポーツを見つけ、生涯を通じた幅広いスポーツ活動に結びつくきっかけとする。
- (3) デモスポの普及・振興を推進するとともに、世代間・地域間の交流の輪を広げ、活力ある地域づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第77回国民体育大会実施予定競技選択基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 公益財団法人栃木県体育協会（以下「県体協」とする。）加盟、または、県体協が推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、または、本県特有のものを含め、今後普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として、既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、「第77回国民体育大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法及び実施期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施期間は、原則として、第77回国民体育大会の会期1ヶ月前から閉会までとする。
ただし、総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は、原則として1日とする。

5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担については、「第77回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」に定めるところによる。